

「会員調査に関する規則」の一部改正について（案）

2020年3月19日

（下線部分変更）

新	旧
<p align="center"><u>監査規則</u></p>	<p align="center"><u>会員調査に関する規則</u></p>
<p>（目的）</p>	<p>（目的）</p>
<p>第1条 本規則は、<u>定款第17条に基づき協会が行う監査</u>に関して必要な事項を定める。</p>	<p>第1条 本規則は、<u>会員が行う仮想通貨関連取引に係る業務に対し、協会が行う調査（法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は定款その他の規則の遵守状況並びに仮想通貨関連取引に係る業務の状況若しくは財産の状況若しくはこれらの帳簿書類その他の物件の調査をいう。以下同じ。）</u>に関して必要な事項を定める。</p>
<p>（監査員）</p>	<p>（調査員）</p>
<p>第2条 <u>監査</u>は、協会の職員のうちから会長が任命した<u>監査員</u>がこれに当たる。</p>	<p>第2条 <u>調査</u>は、協会の職員のうちから会長が任命した<u>調査員</u>がこれに当たる。</p>
<p>（監査の実施方法）</p>	<p>（調査の実施方法）</p>
<p>第3条 <u>監査</u>は、<u>会員の営業所又は事務所において行う実地監査及び会員から協会に提出する書類に基づき行う書類監査</u>とする。</p>	<p>第3条 <u>調査</u>は、<u>正会員の営業所又は事務所において行う実地調査及び正会員から協会に提出する書類に基づき行う書類調査</u>とする。</p>
<p>（予告）</p>	<p>（予告）</p>
<p>第3条 <u>監査</u>を行う場合は、<u>会員</u>に対し、あらかじめ<u>監査</u>の日時、<u>実施方法及び監査員の氏名</u>等を通知するものとする。ただし、事務局長が必要と認めるときは、その通知をしないことができる。</p>	<p>第3条 <u>調査</u>を行う場合は、<u>正会員</u>に対し、あらかじめ<u>調査</u>の日時、<u>実施方法及び調査員の氏名</u>等を通知するものとする。ただし、事務局長が必要と認めるときは、その通知をしないことができる。</p>
<p>（監査員の権限）</p>	<p>（調査員の権限）</p>
<p>第4条 <u>監査員</u>は、<u>会員</u>に対し、<u>監査事項</u>に係のある帳簿書類その他の物件の提示、閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を要求することができる。</p>	<p>第4条 <u>調査員</u>は、<u>正会員</u>に対し、<u>調査事項</u>に係のある帳簿書類その他の物件の提示、閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を要求することができる。</p>
<p>（監査員の守秘義務等）</p>	<p>（調査員の守秘義務等）</p>
<p>第6条 <u>監査員</u>は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>	<p>第6条 <u>調査員</u>は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>
<p>(1) <u>監査</u>に当たっては、常に穏健、冷静な態度を保持し、品位と信用を保つこと。</p>	<p>(1) <u>調査</u>に当たっては、常に穏健、冷静な態度を保持し、品位と信用を保つこと。</p>
<p>(2) <u>監査</u>は、全て事実に基づいて能率的に行うとともに、事実の認定、意見の表明を行うに当たっては、常に公正であること。</p>	<p>(2) <u>調査</u>は、全て事実に基づいて能率的に行うとともに、事実の認定、意見の表明を行うに当たっては、常に公正であること。</p>
<p>(3)職務上知り得た事項を、正当な事由なく他に漏らさないこと。</p>	<p>(3)職務上知り得た事項を、正当な事由なく他に漏らさないこと。</p>
<p>（監査員証の提示）</p>	<p>（調査員証の提示）</p>
<p>第7条 <u>監査員</u>は、<u>監査</u>の着手に当たり、<u>会員</u>に別紙様式による<u>監査員証</u>を提示するものとする。</p>	<p>第7条 <u>調査員</u>は、<u>調査</u>の着手に当たり、<u>正会員</u>に別紙様式による<u>調査員証</u>を提示するものとする。</p>
<p>（監査事実の確認）</p>	<p>（調査事実の確認）</p>
<p>第8条 <u>監査員</u>は、<u>監査</u>で把握した業務運営状況等について、<u>当該会員</u>との間で事実認識を確認するものとする。</p>	<p>第8条 <u>調査員</u>は、<u>調査</u>で把握した業務運営状況等について、<u>当該正会員</u>との間で事実認識を確認するものとする。</p>
<p>（監査結果の報告）</p>	<p>（調査結果の報告）</p>

<p>第 9 条 <u>監査員</u>は、<u>監査</u>の結果を、会長に対して書面により報告し、決裁を受けなければならない。</p> <p>(<u>監査結果の通知</u>)</p> <p>第 10 条 協会は、前条の規定により会長の決裁を受けた<u>監査結果</u>を、<u>当該会員</u>に対して書面により通知するものとする。</p> <p>(<u>処理報告</u>)</p> <p>第 11 条 協会は、<u>監査</u>の結果に基づき、<u>会員</u>に対し事項を定めてその処理に関する報告書の提出を求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による報告を求められた場合には、<u>当該会員</u>は、協会の指定する期日までにその処理に関する報告書を協会に提出しなければならない。</p>	<p>第 9 条 <u>調査員</u>は、<u>調査</u>の結果を、会長に対して書面により報告し、決裁を受けなければならない。</p> <p>(<u>調査結果の通知</u>)</p> <p>第 10 条 協会は、前条の規定により会長の決裁を受けた<u>調査結果</u>を、<u>当該正会員</u>に対して書面により通知するものとする。</p> <p>(<u>処理報告</u>)</p> <p>第 11 条 協会は、<u>調査</u>の結果に基づき、<u>正会員</u>に対し事項を定めてその処理に関する報告書の提出を求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による報告を求められた場合には、<u>当該正会員</u>は、協会の指定する期日までにその処理に関する報告書を協会に提出しなければならない。</p>
--	---